

## 1 ストライキの禁止

### 国家公務員法第98条第2項

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。

国家公務員は国民全体の奉仕者として勤務することが求められているので、争議行為を行うことは禁止されています。争議行為は、公務の停廃をもたらし、国民全体の共同利益に重大な影響を及ぼすか、又はそのおそれがあるからです。

#### ▶ 争議行為等の態様には、

- ① 職員が共同して労働力の供給を停止する、いわゆるストライキ
- ② 職員が共同で作業能率を意識的に低下させる怠業

などがあり、このような争議行為等に直接参加する実行行為のほか、争議行為等を企て、あおり、そそのかす等の企画、助長等の行為も禁止されています。

#### ▶ 争議行為等の例

##### ・勤務時間内職場大会

勤務時間中に一斉に職務を放棄し、集会等を行う

##### ・休暇闘争

一斉に年次休暇を請求して勤務しないことにより業務の正常な運営を阻害

##### ・遵法闘争

極めて形式的、杓子定規に業務を行い、故意に業務運営を阻害、能率を低下

#### ▶ 禁止事項を行った場合は…

- ・ 違法な争議行為の遂行を共謀したり、あおったり、これらの行為を企てた者は、刑事罰(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)の対象になります。